

令和元年矢巾町議会定例会 7月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (7月25日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	5
○議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について	7
○議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについて	8
○議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについて	9
○議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結について	11
○議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	12
○散 会	18
○署 名	19

議 案 目 次

令和元年矢巾町議会定例会 7 月会議

1. 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 議案第 7 1 号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について
3. 議案第 7 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
4. 議案第 7 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
5. 議案第 7 4 号 公共施設等省エネルギー改修その 3 工事請負契約の締結について
6. 議案第 7 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

令和元年矢巾町議会定例会 7月会議議事日程（第1号）

令和元年7月25日（木）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告
について
- 第 4 議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第 5 議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 7 議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全 室長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター 所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
道路都市課長	佐々木芳満君	教育長	和田修君
学務課長	田中館和昭君	社会教育課長 兼公民館長	浅沼仁君

職務のために出席した職員

議会議務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和元年矢巾町議会定例会を再開します。

これより7月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

4番 谷 上 知 子 議員

5番 村 松 信 一 議員

6番 廣 田 清 実 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の7月会議の会議期間は、7月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、7月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決 処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に

関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第9号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字広宮沢第8地割地内の町道広煙線において、花巻市石鳥谷町好地第8地割37番地、株式会社ヤナギハラの車両が走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の右側の前輪を破損したものであります。破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は5割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金4万7,225円のうち2万3,700円を支払うものであります。

なお、このことについては、今年17日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 事故発生から、30年ということで1年以上たっているわけですが、その理由についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） お答えいたします。

確かに経過がかなり進んでいるということで、うちのほうでも事前に査定結果が出た後にご本人のほうにこういうことで5割ということで、それぞれお互いの過失を認めていただきかったところがございますけれども、なかなか了解をいただけなかったということで、先般7月に、今月ですけれども、相手方のほうから今回で示談したいという申し出があったものですから、示談、和解に取りつけたところがございます、なかなかその辺は相手方もあるところがございますけれども、了解をいただくところに時間を要したというのは、ちょっと相手方の事情もあったかと思っておりますけれども、そういった理由でおくれたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） あくまでも相手方の事情ということで、こちらの対応が悪いから示談に応じなかったというところではないのですね。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君） そのとおりでございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

日程第4 議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けた認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定めるものであります。

主な内容は、認可地縁団体には、不動産登記等一定要件に該当するものについては、権利能力を付与されておりますが、当該団体に係る認可等事務は、登記所では行わず、市町村長の告示をもって、その規約に定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負うこととなっております。そのため、団体の代表者等を申請人とし、印鑑の登録及び証明を行い、その証明をもって不動産購入及び不動産登記等の権利能力を行使することを可能とし、団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与するものであります。

なお、今回の条例制定に合わせ、矢巾町手数料条例の改正を行い、認可地縁団体印鑑登録

証明書交付に係る手数料1件300円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第71号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第5、議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴うものであり、先般6月会議におきまして、同組合の解散に伴う財産処分の協議と同組合からの用地取得費を含む補正予算についてご可決を賜りましたことを受け、同組合及び構成市町であります盛岡市と交渉を行ってまいりました結果、現在組合事務所が所在する土地を町が取得することで合意がなされ、去る7月2日に開催された同組合議会において財産処分の議案が可決され

たことにより、契約の準備が整ったものであります。

取得する財産の内訳につきましては、矢巾町流通センター南二丁目3番の宅地で数量が8,474.59平方メートル、取得予定価格は7,600万円で土地の売買契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第72号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとするコンピューター機器は、煙山小学校における校務用パソコン及び不動小学校における校務用パソコン、授業で使用する児童用パソコンであります。校務用

パソコンについては、来年の1月にオペレーションシステムのサポートが終了し、セキュリティ面で問題が生ずるおそれがあること、不動小学校の児童用パソコンについては、今年度で保証期間等が満了となることから、それぞれ更新を行うものであります。

今回更新する機器の概要であります。煙山小学校は、校務用ノートパソコン37台及びプリンタ等周辺機器、不動小学校は校務用ノートパソコン19台、パソコン教室用デスクトップパソコン41台、タブレット端末50台及びプリンタ等周辺機器となっております。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第3号に基づき、指名競争入札として6月25日付でエクナ株式会社、株式会社事務機商事、株式会社システムベース、株式会社シンエイシステム、株式会社ICS、テクノ株式会社、日興通信株式会社岩手支店、株式会社リードコナン、以上8社を指名したところ、辞退をしましたエクナ株式会社、株式会社事務機商事、株式会社シンエイシステム、日興通信株式会社岩手支店、株式会社ICSを除く3社で入札を執行し、株式会社リードコナンが一金1,481万4,000円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金1,599万9,120円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は91.00%、納入期限は、本年9月30日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第73号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の
締結について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結について提案理由の説明をさせていただきます。

本工事は、環境省に採択されました公共施設等先進的二氧化碳素排出削減対策先進モデル事業として実施するものであり、本年度において3年目となります。

主な工事概要は、役場庁舎、町民総合体育館、町公民館、文化会館及び保健福祉交流センターと不動小学校及び学校給食共同調理場についてエネルギー需給管理を行うための管理装置等の更改を行い、盛岡・紫波地区環境施設組合から発電された電力を送電した上で利用するためのシステムを構築いたします。

加えて町公民館、文化会館及び保健福祉交流センターについては、冷暖房設備に係る更新を行うための工事を行うものであります。

施工事業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき6月25日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の7月9日までに株式会社ユアテック岩手支社、株式会社太平エンジニアリング盛岡営業所、以上2社から参加申請があり、7月10日午前9時26分から入札を執行した結果、株式会社太平エンジニアリング盛岡営業所が一金2億3,698万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金2億5,593万8,400円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は90.02%、工期は令和2年1月31日となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第74号 公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金、16款財産収入の土地売払収入、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の公共施設等総合管理基金積立事業、3款民生費の国民保養センター維持管理事業及び保育行政事業、10款教育費の文化財保護事業を増額補正とし、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,840万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,417万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正

予算（第2号）の詳細について事項別明細書により説明いたします。

9ページをお開きください。歳入の補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額、主なものの順に説明を行います。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金975万1,000円、子ども・子育て支援事業費補助金731万5,000円、こちらは保育料の無償化に係るシステム改修に対する補助金でございます、需用費全額が補助対象事業になるものでございます。文化資源活用事業費補助金243万6,000円、こちらは矢巾町の文化財を生かした歴史体験プログラム事業に対する補助金で2分の1の補助となっております。

16款財産収入、2項財産売却収入1億5,773万円、又兵エ新田5地割内の3,668.23平方メートルの土地を医療法人社団帰厚堂に売却した収入となります。

17款寄附金、1項寄附金100万円、こちらは有限会社藤原クリーンサービス様からご寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金992万円、こちらにつきましては、財政調整基金を取り崩したのようになります。これによりまして年度末の財政調整基金残高は5億6,772万4,000円を見込んでおります。

13ページをお開きください。歳出補正についても歳入と同様に説明を行います。歳出、2款総務費、1項総務管理費1億5,806万2,000円、歳入で説明いたしました財産売却収入1億5,773万円、全額を公共施設等総合管理基金積立金とするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費478万2,000円、こちらにつきましては、国民保養センター維持管理事業費の増といたしまして、屋内ゲートボール場トイレ水洗化工事に265万7,000円、テーブル、椅子等の備品購入といたしまして203万1,000円を計上しております。

ページを返していただきまして、3款民生費、2項児童福祉費777万4,000円、こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料といたしまして247万2,000円、この内容といたしましては、計画策定に伴いますニーズ調査、集計と分析、見込料の算定、計画素案の策定を予定しております。続きまして、保育料無償化に伴います保育業務システム改修委託料524万7,000円、こちらにつきましては、当初予算で206万8,000円を計上しており、今回の補正で731万5,000円の事業費となります。これにつきましては、歳入で説明いたしました児童福祉費補助金で全額措置されるものでございます。

続きまして、10款教育費、4項社会教育費、補正額は15ページに記載しております778万3,000円です。主なものといたしましては、田園ホールの管理事業費の増といたしまして、内

容は田園ホール投光器のLED化に関する工事費の増となっております。続きまして、文化財保護事業費の増535万3,000円、こちらにつきましては、矢巾町の文化財を生かした歴史体験プログラム事業を実施するための費用となっております。

以上で議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問します。ページ数で歳出、14ページ、目で児童福祉施設費の増ですけれども、委託料のところの増なのですけれども、保育料の無償化によるということなのですけれども、給食費が発生しますけれども、収入の少ない方には町で補助するという形ですけれども、収入が多いというか、350万円、そういうところは誰が、この機械を使ってというか、施設を使って集金するようになると思うのですけれども、どなたが集金するようになるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） ただいまのご質問ですが、今回の無償化にかかわって給食費のうちの副食費にかかわる実費徴収を誰が実施するのかというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） 実費徴収にかかわっては、まず副食費にかかわりましては、各園で決めていいということになっております。あくまでも今国の考え方は、副食費は保護者のご負担をいただきたいということが基本理念になっております。学校の給食と同じようにお家でも食べるものはかかるので、その分はご負担願いたいということの基本趣旨になっております。その中で園で給食費については、副食費の額については定めていいということになっておりますので、園が実費を徴収することになります。

公立に関しましては、私ども町のほうで行うことになります。

今回のシステム委託料に関しましては、この実費徴収にかかわって360万円以下の方々の、低所得の方々の減免に関してのシステムに関しても改修が必要となりますので、そのことも含まれております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ありがとうございます。そうすると、公立では町でやって、あと収入の少ないところも町でやるということ、町というか、国からの補助金もあるので、町でやるのですけれども、私立のところとか無認可の保育所では、そこの経営者とか、保育士さんが副食費の集金をするということになるのですか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君） 園のほうで各園で、保育士さんが集金するかは、そこは園のお考え方だと思いますが、園でいずれ徴収していただくことにはなりません。減免の対象の方々には、私どものほうでご案内、その旨をご連絡することとなりますので、そこは園のほうとやりとりをした中で、この方は減免の対象であるということに連絡というか、お知らせをお届けするということになると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかに。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 13ページの歳出について、広報広聴事業の研修のようですけれども、この研修の人数とどのような研修を行う予定なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） こちらにつきましては、広報広聴の研修ということでございまして、企画、プレゼン講座ということで、今まで私どものほうでは、経験則にのっとりながらそういう資料を作成してきたところなのですが、町民の方にいかにわかりやすく物事をお示しできるかというところの基本的な研修を受講させる予定にしております。これは、1名を予定しているところでございますし、また広報の研修につきまして、こ

ちら研修費、旅費ということで補正をお願いしているところでございますが、こちらは東京日帰り、2名を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかに質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 文化財の活用した何か事業を行うような説明がございましたが、具体的なことをお示し願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼 仁君） お答えいたします。

この事業につきましては、文化庁で今年度から始まりました補助を利用して行うものですが、名前がリビングヒストリー、生きた歴史体感プログラムということで、いわゆる歴史体験をするというような事業の内容となっております。

具体的には、徳丹城につきましては、今総括報告書ができて、以前は志波城、いわゆる蝦夷、蝦夷、そういったものを統治もしくは倒伐、封じ込め、そういった歴史上はそういった認識がありましたけれども、その後徳丹城も同じような機能であったというような今までは考えでありましたが、この総括報告書等の中で徳丹城の役割、これはいわゆるそういった統治とか封じ込めではなくて、いわゆる融和をしている、融和、統治というか共存、そういった機能を持たせた城だというような、城柵だというようなことに今考えが移っております。その中で、いわゆる蝦夷の方々が年貢を納めたであろうということで、当時の様子を年貢を納めに来る、それを徳丹城で役人が受ける、そういった部分を当時の例えば衣裳を着た方々が来て、例えば陸奥の国の昆布であるとか、塩であるとか、鷹の羽とか、熊の皮とか、そういったものが貢がれるわけですが、そういったものを再現して皆さんにお見せするというような内容になっております。今回の補正の中では、その衣裳とか甲冑とか、そういったものを再現して、あとはことしは徳丹城の国指定50周年を迎えますので、今年度中にそういった一部分を再現した事業を行いたいというふうに考えておりますが、将来的には、衣裳とか、そういったものをそろえまして、春祭りとか、そういったときのイベントでも行いたいと。以前に1200年の祭りのときも志波城から段ボールの甲冑を着て歩いてきたわけですが、そういった部分を少し再現したいなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

ほかに。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 国民保養センターの備品購入の件でお聞きします。

まず休憩所への椅子、テーブル購入だと思われませんが、これは最大で何名ぐらいが使える部分のものを購入するのか。また、利用開始予定時期をいつから使えると想定しているのか2点お聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君） お答えいたします。

テーブルについては、横幅が180センチの奥行き450ということで、大体1つのテーブルに3名の方がおかけいただけるということで30台ですので、最大、座っていただければ90名の方がご利用いただけるというふうに考えております。

なお、設置場所については、国民保養センターの高齢者活動センターのやまゆりハウスの広間、約40畳の2つの部屋ですが、そちらのほうで設置させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、使用開始日ということですが、できるだけ早くご議決いただきましたならば、見積もり入札等をさせていただいて、導入したいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第75号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和元年矢巾町議会定例会7月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員